

令和 5 年度決算に基づく

資金不足比率審査意見書

名古屋市監査委員

目 次

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1	審 査 の 対 象		1
第 2	審 査 の 方 法		1
第 3	審 査 の 結 果		2
1	総括		2
2	各会計の資金不足比率について		2
3	是正改善を要する事項		3

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1 審 査 の 対 象

- 1 令和 5 年度決算に基づく資金不足比率
 - (1) 地方公営企業法適用企業
 - ア 水道事業会計
 - イ 工業用水道事業会計
 - ウ 下水道事業会計
 - エ 自動車運送事業会計
 - オ 高速度鉄道事業会計
 - (2) 地方公営企業法非適用企業
 - ア 市場及びと畜場特別会計
 - イ 名古屋城天守閣特別会計
 - ウ 市街地再開発事業特別会計
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審 査 の 方 法

審査は、令和 6 年 8 月 19 日付で市長から審査依頼のあった令和 5 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について実施した。

審査においては、名古屋市監査委員監査基準に基づき、総務省が作成した記載要領及びチェックポイント等により、資金不足比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書類、関係部局が作成した算定根拠資料、関係証書類との照合・確認を行うとともに、その算定過程が適正かどうか財政局への質問を行うなどの方法により実施した。

第3 審査の結果

1 総括

上記方法による審査の結果、令和5年度決算に基づく資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる書類の作成はいずれも適正に行われていると認められた。

会 計 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化 基 準
水 道 事 業 会 計	—	—	20%
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	—	
自 動 車 運 送 事 業 会 計	—	—	
高 速 度 鉄 道 事 業 会 計	—	—	
市場及びと畜場特別会計	—	—	
名古屋城天守閣特別会計	—	—	
市街地再開発事業特別会計	—	—	

(注) 1 資金不足額が発生していない場合は、資金不足比率を「—」で表示する。

2 経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

2 各会計の資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$
--

(1) 地方公営企業法適用企業

- ア 水道事業会計
- イ 工業用水道事業会計
- ウ 下水道事業会計
- エ 自動車運送事業会計
- オ 高速度鉄道事業会計

ア～オ各会計について、令和5年度の資金不足額は前年度に引き続き発生しておらず、資金不足比率は算定されない。

(2) 地方公営企業法非適用企業

ア 市場及びと畜場特別会計

イ 名古屋城天守閣特別会計

ウ 市街地再開発事業特別会計

ア～ウ各会計について、令和 5年度の資金不足額は前年度に引き続き発生しておらず、資金不足比率は算定されない。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はなかった。